

ウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項を定める件

通商産業省告示第154号 (12.3.30)

改正①通商産業省告示第787号 (12.12.20)

輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第16条の規定に基づき、ウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項を次のように定め、平成12年1月1日以降に輸入通関したもののから適用する。

ウラン及びトリウム(関税率表の番号で第26・12号、第2844・10号及び第2844・30号のうち、燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有するものを除く。)を輸入した者は、経済産業大臣の定めるところにより、輸入貨物名、所在個所、化学的組成、輸入量、使用目的、輸出国名、輸入通関年月日その他必要な事項を記載した報告書を、経済産業大臣に提出しなければならない。①

ウラン及びトリウム(関税率表の番号で第 26・12 号、第 2844・10 号及び第 2844・30 号のうち、燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有するものを除く。)の輸入に関する報告書の取り扱いについて

輸入注意事項 12 第 9 号(H12.3.30)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

平成12年3月30日付け通商産業省告示第154号(ウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項を定める件)により、上記貨物を輸入した者が提出する報告書の取り扱いについて下記のとおり定め、平成12年3月30日から施行します。

記

1 提出書類

輸入通関等実施報告書(別紙様式) 1通

2 提出先と受付時間

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで(郵送も可)

(郵送先)

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

3 提出期限

輸入通関後1月以内(ただし、当日が休祝日の場合はその翌日)とする。ただし、本注意事項の施行日までに輸入通関した者については、平成12年5月1日までに提出すること。

4 報告対象

平成12年1月1日以降に輸入通関したもの

〔別紙様式〕

ウラン及びトリウムの輸入通関等実績報告書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
担当者名
電話番号

輸入貨物名 関税率表の番号	所在個所	化学的組成	輸入量	使用目的	輸出国名 (船積地域)	輸入通関 年月日

- (注) 1 「所在個所」欄には、貨物の最終納入場所(企業名、住所等)を記載すること。
2 「化学的組成」欄には、例えば「 U_3O_8 」「 ThO_2 」と記載すること。
3 「輸入量」欄に記載する単位は、「元素トン数(U又はTh)」とする。
4 「使用目的」欄には、例えば「塗料」「セラミックス」と記載すること。
5 用紙の大きさはA列4番横長とする。